

こころのやすらぎ



心理相談員
佐藤佳子

小学校は新しい学年が始まってから3ヵ月になります。一年生の保護者のかたがたととって3ヵ月間はどのような思いで学校に登校させていたのでしょうか。

遅刻しないようにと、お子さんを早く起こしたり「学校へ持つて行くものは用意ができていないのか。」「今日の下校は何時になるのか。」などとチェックをしていたのではな

いかと思います。私の家でもこのような状況があったことを思い出しました。

慣れていない時間の流れを習慣にすることは、最初のうち苦労がありますよね。

日が経つにつれて、慣れてくると家族や自分自身にも時間の使い方が分かってきて、自分のペースにもなり、自分の気持ちにもゆとりが出てきて、楽になるのではないかと

感じます。

子どもたちも新しい学年になった時、戸惑いがあるように思えました。

その中でも「新六年生は不安もあるのか」と感じました。

校内では、最高学年ですから、児童会を自分たちで進めなければなりませんし、クラブでは自分たちの興味あることをしながらみんなをまとめていかなければなりません。また登校班では、一年生の面倒を見てほかの学年のお友達と学校へ登校してきました。

慣れていないいくつもの事を一生懸命に行っています。一生懸命に行っているこの姿はだんだん様になっていく

のでしょうか。



プールの授業が始まります

六月下旬にプール開きが北小学校・南小学校で行われる予定です。

一年生にとっては、初めて学校のプールに入りますね。

毎年プールの授業を何回か観に行きますが、一年生児童は、初めは泳げなくプールの端にしっかりと掴まって顔も真剣な表情でいる姿が見られます。本人にとっては、とても怖いのでしょうか。

しかし担任とともに、何時間か一緒に体験をしていくうちに真剣な表情はなくなり、プールに掴まっていた手は離れ、顔は楽しい表情になっていきます。

プールサイドにいる人に手を振れるぐらいになっっているのです。

その姿を見てみると、怖いと思っていることなのに体験をしていくうちに成果が出たことが、すばらしいことと感じました。

今年の子どもたちの様子はどのような表情でしょうか。

得意なお子さんや、チョット苦手なお子さんがあることと思いますが、一生懸命行っている姿をプールサイドから応援していこうと思います。

もし、クラスあるいは学年でのプール参観などありましたら、ぜひ観に来ていただけたらと思います。

あとは「お天気も、子どもたちの味方でありませうように」



龍神まつり

今年も龍神まつりを子どもたちは楽しみにしています。

子龍を担ぐ子どもや、龍神の舞に家族が参加している姿を見に行く子どももいるようです。

家族総出でおまつりに参加している家も数多いのですね。

屋台もたくさん出て、夜は花火が打ち上げられます。「キレイに見ることができますように」と子どもたちとお願いをしようと思います。

心理相談室の利用について

心理相談室では、教育にかかわる心理的な悩みの相談に応じています。

ご自身の学校での悩みや、お子さんについて心配なこと、学校での心配ごとをお気軽ににご相談ください。

相談日・相談時間

相談日：水曜日

相談時間：

午後2時～5時

相談場所：心理相談室

相談料：無料

あらかじめ電話で相談日時を決めます。水曜日、

午後2時～4時30分の間

にお電話ください。

予約・問い合わせ先

エコールみやた生涯学

習係(32)2770または

(32)9100へかけてい

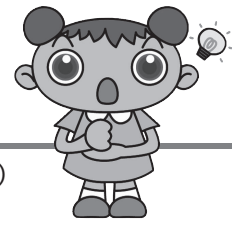
ただき、心理相談室内線

117番へ繋ぐようお伝

えください。



環境衛生情報



町民課環境衛生係 (32)3111 (内線47・74)

ごみの焼却は、禁止されています 注意しましょう！

平成14年12月1日から一部の例外を除き禁止されています。
違法な焼却行為は処罰の対象になります。

焼却禁止の例外として…

① 法規制適合型の焼却炉での焼却

- 800℃以上で焼却できるもの
- 外気と遮断された状態で定量ずつごみを投入できるもの

- 炉内の温度を測定でき、温度を保つための助燃装置が設けられているもの

※焼却炉の性能が発揮されるよう適切な運転・管理がされなければなりません。

② 法令に基づいて行う焼却

- 病害虫のついた木の枝の焼却

- 伝染病にかかった家畜の死体の焼却

③ 公共的もしくは社会の習慣上やむを得ない焼却

- 災害の予防、応急対策または、復旧のために必要な焼却
- ・ 凍霜害を防ぐためのわらの焼却

- 風俗習慣上または、宗教上の行事を行うために必要な焼却
- ・ どんど焼き・焼いも大会などの行事による焼却

- 農業、林業または、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

- たき火などの日常生活を営むために通常行われる廃棄物の焼却で軽微なもの

※焼却禁止の例外と思われる場合でも、住宅が密集している地域においては、近隣者に配慮し、町指定ごみ袋で集積所に出すようにしてください。

① 以外の野焼きの場合は消防署へ届出をお願いします。(火災と間違えるような煙または、火災が発生する恐れのある場合は、その旨を所轄消防署長に届けることになっていきます。)



① (通称)プチプチ



誤 可燃ごみ
正 容器包装プラスチック

② ゴム手袋など



誤 容器包装プラスチック
正 可燃ごみ

問い合わせ先

町民課環境衛生係(内線47)